

＜農用地利用計画変更スケジュール＞



※ ⑥については、除外の申出の中に線整備事業（パイプライン事業等）の完了から8年が未経過の受益地が含まれていない場合には行いません。

※※ ⑨に対して異議の申出がある場合には、別途手続きが生じてくるため、上記の期間以上に決定が遅れることをご了承ください。

本市では、令和6～7年度に農業振興地域整備計画の全体見直しを行う予定です。
この間、除外および編入の審査には、通常よりも期間を要する見込みです。
・令和6年7月受付分 審査期間（約16～18か月以上）